

お住まいの地域の緊急避難場所・避難所をご確認ください

緊急避難場所および避難所一覧

①事前避難のために開設する避難場所は、災害の状況を考慮した上で、★印の施設を優先して開設します

②災害ごとの利用の可否は、次のとおりになります

○：利用可 ×：利用不可 △：浸水想定区域内等に位置するが、災害規模が小さい場合は利用可

緊急避難場所		災害ごとの 利用の可否					避難所	海拔(㎡)
		高潮	洪水	土砂	地震	津波		
本山校区								
	本山小学校	○	○	○	○	○	○	21.1
★	本山公民館	○	○	○	○	○	○	10.8
	本山コミュニティ体育館	○	○	○	○	○	○	9.4
	安養寺	○	○	○	△	○		19.5
	光安寺	○	○	○	○	○		16.4
	竜王山	×	×	×	○	○	(※2) 広域	—
赤崎校区								
	赤崎小学校	△	○	○	○	○	○	3.7
★	赤崎公民館	△	○	○	○	×	○	2.1
	竜王中学校	○	○	○	○	○	○	12.5
	山口東京理科大学	△	○	○	○	×	○	2.9
須恵校区								
	商工センター	△	○	○	×	×		1.1
	須恵小学校	△	○	○	○	○	○	4.1
	小野田中学校	○	○	○	○	○	○	16.3
★	須恵公民館	△	○	○	○	×	○	1.1
	須恵コミュニティ体育館	△	○	○	○	×	○	2.2
	小野田工業高等学校	×	○	○	○	×		1.2
	須恵健康公園	×	×	×	○	×	広域	1.8
小野田校区								
	中央福祉センター	△	○	○	×	×		1.8
	小野田小学校	△	○	○	○	×	○	1.1
★	市民体育館	△	○	○	△	×	○	1.0
	武道館(柔剣道場)	△	○	○	○	×	○	1.2
高泊校区								
★	高泊小学校	○	○	○	○	○	○	15.6
	高泊公民館	×	○	○	○	×	○	2.2
	高泊コミュニティ体育館	×	○	○	○	×	○	2.2
高千帆校区								
	高千帆公民館	△	△	○	×	×		1.3
★	高千帆福祉会館	△	○	○	○	×	○	1.3
	市役所	△	△	○	×	×		0.9
	小野田高等学校	○	○	△	○	○		13.8
★	高千帆小学校	○	○	○	○	○	○	11.2
	高千帆中学校	○	○	△	○	○	○	15.8
	サビエル高等学校	○	○	△	○	○		17.8

緊急避難場所		災害ごとの 利用の可否					避難所	海拔(m)
		高潮	洪水	土砂	地震	津波		
有帆校区								
	有帆小学校	○	△	○	○	○	○	5.0
	有帆児童館	○	△	○	○	○		5.0
★	有帆公民館	○	△	○	○	○	○	4.5
	有帆コミュニティ体育館	○	△	○	○	○	○	4.5
	江汐公園管理棟	○	○	○	○	○		26.0
	別府八幡宮	○	○	○	○	○		26.9
	有帆緑地	○	○	○	○	○		27.2
	江汐公園	×	×	×	○	○	広域	—
厚狭校区								
	森広会館	○	○	×	×	○		86.0
	川上会館	○	○	×	×	○		34.0
	福正寺公会堂	○	○	×	×	○		26.8
★	厚狭地区複合施設	△	△	○	○	○	○	5.8
★	厚狭小学校	○	○	○	○	○	○	9.6
	厚狭高等学校南校舎	○	○	○	○	○		13.2
	不二輸送機ホール(文化会館)	△	△	○	○	○		5.0
	清安寺	○	○	○	△	○		18.2
	妙徳寺	○	○	×	×	○		14.1
出合校区								
★	厚狭中学校	○	○	○	○	○	○	22.0
	出合公民館	○	○	×	×	○	○	17.9
	石丸総合館	○	○	○	×	○		23.1
厚陽校区								
	鳥越福祉会館	×	×	○	○	×		3.8
★	旧厚陽中学校体育館	○	○	○	○	○	○	10.5
	厚陽小・中学校	×	○	○	○	×	○	4.2
	西福寺	○	○	×	×	○		6.0
埴生・津布田校区								
★	津布田小学校	○	○	○	○	○	○	9.7
	森本集会所	○	○	○	×	○		15.4
	埴生小・中学校	○	○	○	○	○	○	10.9
★	埴生公民館	○	○	○	×	○	○	5.2
	旧埴生小学校体育館	○	○	○	○	○	○	9.7
	福田公会堂	○	○	×	×	○		40.9
	長生園	○	○	○	×	○		8.9
	サンライフ山陽	○	○	○	○	○		9.8

※ 1 表に記載している海拔は、施設の「立地地点」におけるおおよその数値です。

※ 2 「広域」と記載している避難場所は、避難が長期化した場合、仮設テント等を設置する場所です。

「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」指定基準

柳井市総務部危機管理室

(1) 指定緊急避難場所とは

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（法第49条の4）。指定緊急避難場所のうち、津波に係るものについては、災害対策基本法施行令に定める基準として、以下の2つのいずれかを満たすこととされている（令第20条の3）。

ア 津波が発生した場合において安全な区域内にあること（例：高台など）。

イ 津波が発生した場合において安全な区域外にある施設（例：津波避難ビル）については、以下の全てを満たすこと。

- ① 津波により生ずる水圧等によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造であること。
- ② 想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、かつ、当該スペースまでの避難上有効な階段等があること。
- ③ 地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するものであること。

(2) 指定避難所とは

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（法第49条の7）。指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている（令第20条の6）。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。

ウ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。

エ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

また、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）において、前述の法第 49 条の 7 に規定する政令で定める基準に加えて、「避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。」「管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと。」との指針が示されている。

なお、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所については、上記の他に、

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

が必要であると示された。

（３）指定緊急避難場所と指定避難所の関係

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている（法第 49 条の 8）。